

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号及び第2号の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年3月19日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 葺本 昭晴

### 資金管理団体指定取消等届

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
橋本 剛	橋本剛後援会	令和2年2月27日

(2) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
久野 哲	久野さとし後援会	平成31年4月30日
早稲田 矩子	早稲田のり子後援会（みわの会）	令和元年5月4日
馬場 尚之	ばば尚之政治経済研究会	令和元年12月31日
久池井 一孝	久孝会	令和2年3月2日